## 議 会 定 例 会 会 議 録

平成26年3月26日

岩出市議会

## 議事日程(第5号)

平成26年3月26日

開 議 9時30分

日程第1 一般質問

開議 (9時30分)

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

3月25日の会議に引き続き一般質問を続けます。

日程第1 一般質問

○松下議長 日程第1 一般質問を行います。

通告7番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。 増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会は平和行政について、大池公園の整備、公共施設の考え方と投票所についての3点について質問を行います。いずれも住民が安心して生活し希望の持てる市政づくりを進めさせるための質問です。市当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、平和行政から質問をいたします。

第二次大戦から戦後69年が過ぎました。しかし、世界では紛争が今も起きています。シリアでの紛争を初め核兵器は何万発も存在し、核兵器廃絶は世界平和にとっても大きな問題となっています。岩出市においても平和とは何かを探求し、平和行政を進める必要が求められていると考えます。

この間、岩出市では、平和市長会議にも加盟をしてきました。昨年8月には平和市長会議から名称が平和首長会議というふうに新たに変更されてきていますが、岩出市としても手をとり合って平和行政を進めたいものです。

平和首長会議規約にはこう書かれています。1945年8月、人類史上最初の核兵器が広島と長崎へ投下され、言語に絶する大惨禍を現出させ、多くの被爆者が今なお肉体的、精神的、社会的な苦悩を強いられているにもかかわらず、核兵器は依然として廃絶されず、全人類の生存が脅かされている。広島、長崎の悲劇が再び地球上で繰り返されることなく、市民が安全かつ文化的な生活を営める環境を確保し、世界の恒久平和の実現に寄与するために、世界の都市と都市が国境を越え、思想、信条の違いを乗り越えて連帯し、核兵器の廃絶に向けて努力することを誓うものである。我々は、広島、長崎両市が提唱した都市連帯推進計画の趣旨に賛同し、さらに1985年8月に第1回が開催された世界平和連帯都市市長会議を恒久のものとするた

め、ここに平和首長会議という機構を設ける、こう書かれています。

私は、まず1点目として、岩出市が平和首長会議への加盟後において、平和行政への取り組みはどう変わったと認識をしているのか、まずお聞きをしたいと思うんです。また、岩出市においては今後、平和行政のアピールをどのように進めるのでしょうか。

2点目として、全国各地では、平和祭りや平和コンサート、平和の集いなどの開催がされてきています。例えば、西宮市での平和のつどいは、平和のとうとさ、大切さについて啓発する機会として毎年開催され、一昨年ですが23年度は、ゴスペルシンガーという方を講師に迎えて、ご自身の体験をもとに平和のつくり方についての話のほかに、まさに、この方の生きる力を伴ったパワーの源であるゴスペルのすてきな歌声を披露していただくなど、各地の自治体では創意工夫を凝らした取り組みなどが行われています。

岩出市でも単発的にコンサートなどはこの間行われてきていますが、平和の集い、平和祭りや平和コンサートなどこのような行事を毎年の継続の慣例行事として、積極的に市民に対して平和を考える機会として取り組むことが必要ではないかとも考えます。市当局の考えをお聞きをしたいと思います。

3点目として、戦後69年が経過し、戦争体験を語れる方も少なくなってきています。戦争に対しては、恐怖や、また、思い出したくないという方もおられると思いますが、戦争によって何の罪もない人が命を落とすことや、戦争が引き起こす悲惨さや悲しみ、戦争は絶対にだめなんだということを語り継いでいくことも求められていると考えます。若い人たち、また、平和の大切さを語りつないでいく戦争体験者による平和の語り部という、こういったような取り組みも必要ではないでしょうか。

4点目として、日本は広島、長崎への原爆投下というアメリカの核兵器によって多くの命が失われました。核兵器の廃絶は、全世界の人たちの望みです。岩出市においても核兵器廃絶のまちとして宣言もされてきています。この宣言にふさわしい取り組みこそ求められています。今後、長期基本計画の後期の計画がつくられていくわけですが、平和行政を進めるという面において、核兵器廃絶のまち宣言をしている岩出市が、長期基本計画においてどのような構想を持って今後作成されていくのか、方向性や取り組み方針をお聞きをしたいと思います。

このことをまず最初にお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 おはようございます。

増田議員ご質問の1番、平和行政についての1点目と4点目についてをお答えいたします。

平和首長会議は、世界の都市が緊密な連携を築くことによって、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、さらには環境保護のために努力することによって、世界恒久平和の実現に寄与することを目的としており、平成26年3月1日現在、世界158カ国、地域5,912都市が加盟しています。日本国内においても市、特別区、町村を含め1,410団体、国内の80.1%の市区町村が加盟している状況であり、本市においても平成23年1月1日に加盟しています。

平和首長会議に加盟したことにより、平和行政の取り組みが、どう変わったと認識しているかということですが、平和行政への取り組みが変わったのではなく、行政として平和行政に対し、より認識が深まったものと考えております。

また、世界恒久平和については、岩出市民を初め世界中の人々が望んでいるところであり、市といたしましては、今後も引き続き、核廃絶宣言の遂行や平和行進での場所提供、協力金及びメッセージの贈呈、原発パネルの展示を行うなど、平和行政に取り組んでまいります。

次に、核兵器廃絶へ長期基本構想はどう取り組む方針なのかについてでありますが、市では、第2次岩出市長期総合計画を策定し、活力あふれるまち、ふれあいのまちをまちの将来像としてまちづくりに取り組んでいるところであります。議員ご質問の核兵器廃絶についての取り組み方針については、施策として直接的なものはございませんが、基本構想のまちづくりの4つの大綱、住んでよかったと思えるまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくり、笑顔あふれるまちづくり、元気で健康なまちづくり、これらの大綱を実現するには、恒久平和なくしてあり得ないものと考えております。

また、核兵器廃絶、戦争放棄、恒久平和、これらは岩出市民だけではなく、人類にとっての大きな命題だと考えております。なお、岩出市においては、平成元年に世界平和と人類の幸福を願い、豊かな暮らしと住みよいまちをつくり、市民の生命と財産を守るため、非核三原則の遵守と地球上の全ての核兵器の廃絶を求めるとして、核兵器廃絶のまちを都市宣言しています。

〇松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員ご質問の1番、平和行政についての2点目と3点目についてお答えいたします。

2点目ですが、各地で平和祭りや平和コンサートなど開催されているが、岩出市 で恒例行事として取り組んではどうかについてでございます。

本市におきましては、恒久平和を広く市民に周知するため、人権を考える集いを 初め、平和への意識の涵養を図る各種事業に取り組んでいるところでございます。 平和祭りや平和コンサートなどに限定して開催する考えはございません。

次に、3点目の平和の語り部への取り組みについてでございますが、戦争の悲惨さ、恒久平和の大切さなど戦争という過ちを将来に受け継いでいくことは、非常に重要なことであると市では考えております。ご質問のように、戦後69年を経過し、戦争体験を語れる方は、全国的に減少していることも事実でありますが、市では各種イベントや講演会、学校教育などを通じ、戦争の悲惨さ、恒久平和の大切さを伝えていきたいと考えておりますので、現在のところ平和の語り部の設置については考えてございません。

- ○松下議長 再質問を許します。
  - 增田浩二議員。
- ○増田議員 今、1回目の答弁をいただきました。

今、私はこういう平和の問題、これを考えていく上では、今、日本の国の中の政治、こういうものもしっかりと見ていく、そういう必要があるというふうに私は今思うんですね。今、日本の政治において平和という面で、まさに地方自治体としても懸念される、そういう事態が起きているのではないでしょうか。安倍政権が憲法9条、改憲する姿勢を示し、集団的自衛権を行使できる体制を進めようとしてきています。まさに日本が戦争できる国づくりを進められるようにしようとしているのです。自衛隊を戦争に駆り出し、命の危険を生み出し、平和を脅かそうとしています。こんなときだからこそ、平和運動や平和教育を進めなければならないのではないでしょうか。

子どもたちにもしっかりと戦争の歴史と、戦争の反省の上に立って生まれたのが 日本国憲法であること、憲法9条が世界に誇れるものであること、核兵器廃絶は人 類みんなの願いであること、なぜ平和が大切なのか、どうすれば平和な世界をつく り出せるのかなど、平和教育の推進が今求められていると思うんです。

先ほど、平和首長会議という点においては、市長のほうからも言及がありました けれども、この平和首長会議においては核兵器のない世界の実現への取り組みや、 また、地球環境破壊、飢饉や貧困、暴力等、まさに人類の共存を脅かす問題の解決、活動強化に向けた執行体制等の強化という世界平和の実現に向けた総合的な行動計画も示されてきています。加盟している自治体として、岩出市としても積極的にこの平和首長会議の行動計画、これを進めていくべきではないでしょうか。

この計画の中の一つに、重点計画の一つとして、子どもたちを戦争から守る取り組みの構築、こういう面があります。戦争でどのような状況が生まれたのか、核兵器がどんなに恐ろしいものかなどを知ることは大切です。広島での終戦記念式典への参加や原爆ドーム、原爆資料館を初めとした見学ツアーなどを行っている自治体などもあるわけですけれども、岩出市としてこうした取り組みについて、岩出市としてはどのように感じているのか。この点を再度お聞きをしたいと思います。

また、原爆パネル展も現在岩出市では市の庁舎や総合体育館、福祉センターなどの3カ所でこの間行われてきていますが、今、この原爆パネルという点なんかにおいても新しいパネルという、写真なんかもこの間出てきています。新しい発見も初めとして、そういう点、岩出市としても、こうした新たなパネル、こういう検討も行ってはどうかなと、こういうふうに思うんですが、この点でいかがなのかどうかお聞きをしたいと思います。

そして、きょうも庁舎のパネルを展示されている、そこには子どもたちのそういうものが置かれていたんです。きょうはたまたま、これ雨が降っているからかどうかわからないんですが、玄関のところには電気がついていました。しかし、ふだんあの場所は点灯されていないんですね。電気ついていないんですね。ですから、きょうもあそこ展示されていたんですけれども、見ておられる方もちょくちょく見るんですけれども、非常に見にくいと、見えづらいような状況になっています。また、パネル展なんかをやっているときも、ふだんあそこは電気が消されているような状況です。これはやっぱりしっかりと、きょうのようにやっぱり市民の皆さんにもしっかりと見てもらえるような、そういう状況をやはり私はつくるべきだと思います。子どもたちの作品や、ああいうパネル展なんかをやっているときは、ぜひとも電気を点灯していただきたいなというふうに思います。この点についてお聞きをしたいと思うんです。

それと、先ほど長期基本計画という部分ともあわせて、市長からもお答えいただきましたんですが、長計の中では直接的なものは岩出市としては考えていないんだということなんですが、岩出市として直接的なものはないんだということなんだけれども、岩出市としては間接的、直接的という、そういうお言葉を使われたので、

間接的な部分というのはどういうことを指しているのか、そして、市は直接的なものはないというのだけれども、今、直接的なことは考えていないけれども、将来は直接的に目に見えるというのですか、そういうような形を考えておられるのか、この点、将来的な点について、直接的なものについても将来は考えておられるのか、この点を再度お聞きをしたいと思います。

- ○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 教育長。
- ○平松教育長 増田議員の再質問、学校における平和学習の取り組みについてという ことでお答えいたします。

学校における平和学習につきましては、小学校では、国語科で原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さをテーマにした文学作品を取り扱うほか、6年社会科では、歴史学習の中で、第一次世界大戦から第二次世界大戦について学習しています。また、総合的な学習の時間では、戦争や平和をテーマとした調べ学習なども実施しております。中学校でも同様に、社会科の歴史的分野や公民的分野、国語科、総合的な学習の時間等を通じて学習しています。また、岩出中学校では、夏休みの登校時に全校で戦争や平和に関する映画を観賞するなど、平和について考える日を設けております。

このような学習を通して、子どもたちには戦争の悲惨さが理解され、恒久平和を 希求する精神が育まれていくことになると考えております。

- 〇松下議長 総務部長。
- ○佐伯総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の平和首長会議の件でございます。どうしていくのかということであります。

平和首長会に伴いまして、市の行事について、先ほど市長が答弁した内容でございますが、一人一人が平和で安全な環境のもとで幸せな生活を営めるよう、世界各国の都市と力を合わせて核兵器のない平和な世界の実現に向けて取り組むこと、これは重要であるということは認識しておりますので、市といたしましても、そのことを十分踏まえて、今後、先ほどから申し上げた事業を継続して実施してまいりたいと思います。

それから、パネルの更新写真なども新しく出ているので、更新してはどうかの件についてでございますけれども、現在、市で保有しているパネルについても、枚数かなり確保しておりますので、展示に当たっては、その枚数を毎年重ならないように展示を計画しているところでありますので、現在のところ更新の考えはございま

せん。

それから、玄関前の電気、これは通告外でございますけれども、市民サービスに 影響を及ぼさない範囲内で対応してまいりたいと思います。

- 〇松下議長 公室長。
- ○湯川市長公室長 増田議員の長期基本構想への取り組みについての再質問にお答え いたします。

直接的とか間接的とかというお話がございましたけれども、我が国では、非核三原則というのが国是ということになってございます。そういう前提におきまして、長期総合計画というのは、計画期間を定めた中でのまちづくり方針を示すものでございますので、国是があるという前提において計画期間がある計画の中で、特に、課題化をして取り組むべきものとは考えておりません。これは、恒久的に取り組むべき課題であると考えております。

- ○松下議長 再々質問を願います。
- ○増田議員 先ほどの再質問の中で、教育長がお答えいただいたんですが、私は広島で行われている周年記念式典とか原爆ドームとか原爆資料館、こういうのを見学しているツアーなんかも計画している自治体も数多くあるんだと、そういう点について、岩出市としてこういうことを行っている自治体の取り組みなんかについての感想、岩出市としてはどのようにこのような行事を見ているのかという点をお聞きしたんですが、全くそういう観点でのお答えがなかったので、改めて、こういう資料館なんかの見学ツアーなんかの部分なんかをどう岩出市としては見ておられるのかという点、これを改めてお聞きをしたいと思うんです。

それと、原爆という点を考えていく中で、きのうも若干お話が出たと思うんですが、「はだしのゲン」という本があると思います。この点について、岩出市においてもこの「はだしのゲン」、これは図書館を初めとして小学校なんかにも配備をされてきているわけなんですが、こういう原爆という点を考えていく中で、教育委員会として、また、教育長として、この「はだしのゲン」という、こういう本に対してどのような見解を持っておられるのか、この点をお聞きをしたいと思うんです。

それと長期基本計画と、長計の中で市当局のほうからは説明があったんですが、 教育委員会部局として、この長期基本計画の中に、教育委員会としてどのような考 え方、また、方針を持ってこの計画に臨んでいこうとされているのか。長計との関 係で教育委員会としての思いというのですか、そういうのはどのようなものを持っ ておられるのか、また、どのように対応していくのか、この点、再度お聞きをした いと思います。

以上です。

- ○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 公室長。
- ○湯川市長公室長 長計の中で教育委員会としてどういう考えかというご質問ですけれども、長期総合計画というのは市として策定するものでございます。
- 〇松下議長 教育長。
- ○平松教育長 増田議員の再々質問にお答えします。

まず1点目の学校教育における広島等への平和教育ツアーについて、確かに議員がご指摘するように、戦後69年が経過して戦争の悲惨さなどの記憶が風化されていくというのは心配してございますが、実際の戦争の体験とか、そういう現地へ訪れるということは大切なこととは考えておりますけれども、学校教育においては、やっぱり教える教員がみずから戦争や平和について学び、きちんとした認識とか知識を持って、日々の学習活動や学校生活を通して子どもたちに戦争や平和の大切さということを学ばせることは、大切な教育活動であるというふうに考えてございます。そして、その教育旅行等につきましては、これは学校の自主的な判断によるものでありまして、学校が自主的に計画するということについては、何ら問題はないものと考えてございます。

次に、「はだしのゲン」についてでございますけれども、漫画家の中沢啓治さんがみずからの被爆体験をもとに描いた「はだしのゲン」については、連載が開始されてから42年以上が経過し、現在でも読み継がれていると、また、海外でも翻訳されているというふうなことを考えてみたら、作品としては、一定の評価が得られた作品ではないかなというふうには考えてございます。

- ○松下議長 これで増田浩二議員の1番目の質問を終わります。 続きまして、2番目の質問を願います。
- ○増田議員 次に、大池公園について質問を行います。

大池公園は、和歌山県の補助事業としてつくられて、地域の憩いの場として設置がされてきています。私は、この大池公園については、以前も質問をさせていただいたんですが、そのときには公園内にまかれているというのですか、砂利なんかもトラックを初めとした周りなんかのところにもあって、やっぱり砂利という面では改善が必要じゃないかということで質問なんかもさせていただきました。しかし、その当時には、執行部のほうからは何ら改善する必要はないと考えているんだとい

う答弁がされてきました。ところがことしですね、今年度26年度予算において、この大池公園の砂利の部分については改善をする必要がある、こういうことで予算も計上されて、土の入れかえということも行われるようになりました。この点については、市民の方がより快適に利用できるようになり喜ばれることになると私は考えています。

1点目として、大池公園をより多くの近隣住民の人に利用してもらうためには、今回のこの砂利の改善だけではなく、総合的な改善というものも考えていってはどうかというふうにも思います。例えば、交通公園やいわで御殿なんかにあるような藤棚というようなものなんかも設置を行って、より涼みやすいような環境をつくってはどうかと。また、設置されているベンチにおいても、現在はベンチだけで屋根というそういう部分なんかもないという状況です。そして、ベンチ前についても当然ベンチから駆けおりていくということもありますので、土も削れてきているというような状況です。ベンチ周りについては、日よけの設置なんかも含めた新たな整備を行ってはどうなのかというふうに私は思うんです。

さぎのせ公園なんかと比較するのは一概にできませんが、さぎのせ公園では、全市民を対象につくられた駐車場や遊具の設置などがされている、こうした、さぎのせ公園とは違って、大池公園自体が近隣住民に利用していただきたいという公園の位置づけがされてきています。しかし、先ほども言いましたように、現状を見る限り、より近隣住民の方が利用していただく上では、先ほど述べたようなベンチに日よけがない現状の改善など求められているんじゃないかと考えます。この点で、市のお考えをお聞きをしたいと思うんです。

もう一点は、大池へのごみの流れ込み対策です。

小田井用水路からのごみ流入については、前回のときに、今後もごみの問題については、市としても頭の痛い問題なんだと、引き続いて検討していく検討課題として対策も考えていきたいということも答弁をされてきていますけれども、その後、市として、よい妙案というのも見つかったんでしょうか。

現在は、フロート式でごみの流れ込みというものを防止している状況ですが、水がふえたとき、増水時にはこのフロートの上を飛び越して大池にごみが流れ込んでしまう状況になっています。清掃なんかも本当に大変な状況になりますし、市として、このごみに流れ込み対策という点については、この間どのようなことが協議がされてきて、いい案なんかが見つかったのかどうか、この点をお聞きをしたいと思います。

- ○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 事業部長。
- ○北村事業部長 増田議員ご質問の2番目、大池公園の整備、改善をの1点目、大池 公園を多くの近隣住民に利用してもらうためにも砂利の改善だけでなく総合的な改 善が必要ではないかについてお答えいたします。

水栖大池公園の改善については、市政懇談会等で意見要望を受け、平成26年度に おいてトイレの屋根のふきかえ、園路と隣接自治会とのすき間のコンクリート張り 等の改良工事を計画しているところであります。

ご指摘の藤棚などの日よけやベンチ周辺の整備、駐輪場の設置などは検討の余地を残すこととし、近隣の地域住民の皆様方の意見を聞きながら管理のしやすい公園となるよう努めてまいりたいと考えています。

次に、2点目、大池のごみの流れ込み対策については、検討課題として対策を考えたいとしてきたが、ごみの流れ込み対策はどこまで改善の議論ができたのかについてお答えいたします。

水栖大池へごみが流れ込むのは、豪雨時、小田井用水路からの洪水流入が原因であると認識しています。平常時には、ごみとりネットにおいて対応しておりますが、洪水時には機能しないことから、現地の状況も踏まえ検討した結果、ごみの流れ込み対策については小田井用水路の排水対策が必要であると考えております。

なお、小田井用水路の排水対策については、国営総合農地防災事業により実施されることで、水栖大池への洪水量が抑えられ、流れ込むごみ対策にもつながると考えています。

国営総合農地防災事業が実施されるまでの間は、引き続き、ごみとりネットで対応しつつ、地域ボランティアの支援も得ながら清掃活動に取り組んでまいります。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、答弁いただきました。答弁の中でも言われたんですが、市に届けられているこういう意見なんかは、私はぜひともさらに参考にしていただいて、改善に努めてほしいと思います。

1点、お聞きしたいのは、今年度、土の入れかえという点が行われるんですが、 きょうもこのような天気の状況の中で、雨が降ったときに土の入れかえという点で 排水対策面というのが前回よりも、ただ単に土の入れかえだけをするという点だっ たら、前回と同じような形でぬかるんでしまうというのですか、そういう可能性が 出てくるんではないかというふうにも私は思うんです。そういう点では、新たに、こういう排水対策面、あそこの池そのもの自身が角度というのですか、県事務所なんかにも行かせていただいて公園の形態なんかも含めて、公園自体の地面そのものがちょっとやや傾斜はつけているんだということなんかもお聞きをしてきているんですが、そういう前と同じような形のぬかるみなんかにならないような形で、新たな排水対策なんかも含めた、そういう工事なんかも市としては考えておられるのか、その点だけ、1点だけちょっとお聞きをしたいと思うんです。

- ○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 事業部長。
- ○北村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

土の入れかえの件ですけれども、施工に関しては、水のたまらないように施工するというのが公園に限らず土木の工事においては、当然考えて施工することだと考えています。

それと、それ以外に排水機能のついたような、排水設備とか排水対策というのは、 現在のところこの公園では考えておりません。

- ○松下議長 これで増田浩二議員の2番目の質問を終わります。 引き続きまして、3番目の質問を願います。 増田浩二議員。
- ○増田議員 3番目の質問をさせていただきます。3点目は、公共施設の考え方と投票所についてを質問したいと思います。ただ、通告に出している3番目なんですが、この点については、削除させていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

今回、この質問については、人口増加、これが進む岩出市としてどう住民の利便性を図っていくのかというのが問われている問題だと考えています。公共施設については、災害対策面でも関係してくる問題でもあるからです。まず、この問題を取り上げた理由は、岩出市の公民館施設の考え方とも密接に関係している点があるからです。

岩出市では、新たな公民館の設置やコミュニティ施設の建設は、必要ないとした 考えを一貫してこの間、表明をしてきています。この点では、住民への思いやりや 利便性向上への視点が欠けていると言わざるを得ないと思うのです。現在、西国分 の住民は2月末時点で1,176世帯、2,722人と、市の統計の数値となってきています。 ミニ開発が進み集会所を持たない団地が大半であるという状況です。このような状 況を踏まえて質問をするものです。

まず1点目として、西国分地域の投票所という点では、公民館的施設がない中で、東公園プールに設置されていたプレハブ施設が平成5年に廃止がされて、市として、その投票所対応に困っていたときに、皆楽園のご好意により皆楽園の施設を投票所として一時的に利用させていただく、こういう条件で投票所の対応が進められてきました。皆楽園での投票所は、一時的対応であり、投票所となる施設の検討を市は考えていきたいと説明がされてきていたものです。しかし、この間、選挙があるときに投票場所を変えると住民が混乱する、好ましくないという理由で投票所の問題は棚上げにされ、公的施設の建設も同時に棚上げされてきているというのが現在の状況ではありませんか。このままでよいとは思っていないと思うわけですが、皆楽園でない場所で投票ができるようにするために、どう対応していくのかお聞きをしたいと思うんです

2点目として、東公園敷地内のプール施設管理場所で、投票所対応ができない状況となってきた中で、公園内の施設改善で対応はできないのか。できないというのであれば、コミュニティ施設など新たな公的施設を建設して対応を考える以外に、対策はないのではないのでしょうか。施設の用地確保なども必要だと考えますが、市として、どうお感じなのかお聞きをしたいと思います。

もう一点は、投票所、市内全体を見渡して、投票所をふやす必要があるのではないかという点です。

今度、さぎのせ公園にできた管理棟というものは、投票所として活用がされて、 今後は、今の19カ所から20カ所が投票所となりますが、市内の地図に投票所の場所 をつけて、市内全体を見渡してみますと、空白地域、これが見えてきます。私も市 内の地図に現在の投票場所、これをつけてみたんですが、地域によって、岩出市の 中でも見えてくるものがやっぱりあると感じています。特に、金屋、曽屋、畑毛地 域、また岡田地域などを初めとして、そのほかの地域なんかもあるわけなんですが、 投票所という面においては、地域に本当にアンバランスな状況も生まれてきている と感じます。以前、堀口の交通公園にも投票所が置かれていましたが、なぜ、その ところに置かれていたのかもわかる気がするんです。

このアンバランスな点を選挙管理委員会はどう見ているんでしょうか。曽屋の方なんかの年配者の方の声としては、「福祉センターまで歩いていくんは、ほんまに遠いわ」「車もないしバスで行くのも本当にちゅうちょするんや」と、「もう少し近いところに投票所あったらほんまにいいんやけどな」という声も本当に聞くこと

があるんです。

投票率の向上という部分を進めていく上でも、また、市民の利便性という点を、 市内全体の皆さんの利便性を考えていくという点でも、このような地域のアンバラ ンスの解消、これをしていく必要があるのではないかと私は思っています。今後、 新たな投票場所の検討も含めて、新たな対応が必要ではないかというふうに思いま す。当局のお考えについてお聞きをしたいと思います。

以上です。

- ○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 選挙管理委員長。
- ○上西選挙管理委員長 それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目として、西国分周辺での投票所の公的施設の検討はどこまで進んだのかなと、こういう問題ですけれども、私も3年たつんですけれど、その件について、基本的な投票所は、公的施設を利用するという大前提に基づいてやってきたわけですね。先ほども議員さんが説明のとおり、回答も同じような回答になるわけですけれども、まず、駐車場の問題が前回の議会でも話しましたですね。混雑して投票所に大概クレームが出たというようなところから、当初は、私も聞いたんですが、プレハブでやっていたと。相当経費もかかるんですね。そして時間的なロスとか。

たまたま近くに皆楽園というような施設が、こちらからお願いしたというようなこと。それで、当初は長年皆楽園を投票として、住民にそれから以後、長く定着していること、それからまた入所者ですね、入っている人、体の不自由な方、そういうことの利便性も考えて今日に至っているわけですね。そこら、ご理解いただきたいと思います。

その改善方法として、西国分の地区で、適当な投票所があるんであれば、もうこれはいろいろ委員会で議論していきたいと、また、していくべきだと思います。けども、選挙管理委員会のほうから投票所ないので公的施設をつくってくれというのは、これは論外、私としては論外だと思います。あくまでも施設があって、それをお借りするんです。

そういうことのほうで、私で3年目になるわけですけど、そこらは委員の中でも 統一している考え方でございます。

次に、第4点目の新たな投票場所の検討も必要ではないかということですけれど も、まず、平成26年度4月から供用開始が予定されているさぎのせ公園管理棟につ きましては、議員のおっしゃるとおり投票所として活用したいと考えております。 けれども、これは、現在の中島地区の一部の投票所として、中島会館のその投票所を管理棟のほうへ移すという考えでございまして、19カ所の投票所を20カ所にふやすつもりは、現在のところ考えておりません。

議員さんの質問では、20カ所の投票所で、現在19カ所であります。だからさぎの せ公園ができたからと、そこで投票所をふやして20カ所にするという考え方はござ いません。あくまでも変更です。中島会館からの変更です。それをご理解いただき たいと思います。

遠いからとか、あるいはいろいろ理由があろうかと思うんですけど、投票率の問題の関連性も言われておりますけれども、投票所、それは多ければ多いほどいいんですね。これは誰でも近くにあるという。全国的に投票所の数の推移、これを見てみますと減少傾向です。なるほど宅地開発が進まれていろいろな不便、利不便、いろいろ出てこようと思うんです。やはり、経費の問題、そういうものを比べてみますと、あながち投票所をふやすばっかりではないと。これは、国の1つの基準、1つの投票所の中で大体選挙人が3,000人程度、距離にして直線で3キロ、これを基準にして運営しているところでございます。だから、あながち投票所をふやすというのもベターではないという考えに立っております。

だから、先ほど議員さんがおっしゃったように、今、中島地区の会館の投票所も あれはあれで置いておいて、今度はこっちはこっちでふやすという考え方はござい ません。

以上でございます。

- 〇松下議長 総務部長。
- ○佐伯総務部長 増田議員ご質問の3番の2点目、東公園敷地内にコミュニティ施設 を建設して、東公園プール施設管理と合わせた対応を考えてはどうかについてお答 えをいたします。

東公園は、公園としての機能を生かすことが重要であると考えておりますので、 コミュニティ施設の建設の考えはございません。

- ○松下議長 再質問を許します。増田浩二議員。
- ○増田議員 1点、総務の関係でお聞きをするんですが、今、選挙管理委員長のほうからも西国分関係のところについては、投票所問題については、非常に困っているんだと、選挙管理委員会としても投票場所の問題として非常に困っていると、施設そのもの自身がない中で選管としての対応に苦慮しているんだという点がお話しさ

れました。私はこういう点からも見ても、総務として、しっかりとこの選管だけの 問題だけじゃなしに、地域住民のやっぱり利便性も含めてコミュニティ施設、公民 館なりコミュニティ施設、これを必要だという認識に私はなぜ立たないのかなとい うふうに思うんです。

そういう点では、現実には、今後も今の状況だとすると、皆楽園さんに今後もずっと今の現状だとすれば、未来永劫ですよ、皆楽園さんで投票所という部分については、お願いするというふうになるとやっぱり思うんですね。そういう点では、実際には市としては、あくまでもその当時から、あくまでもこれは一時的な対応なんですということをずっと言い続けてきながら、この間、20年、ずっと過ぎてきて、そして何も対応できないというのは、私はいかがなものかなというふうに思うんです。

そういう点では、あの地域にそういう公的施設そのもの自身を、市は、それじゃ要らないというふうにお考えなのか、実際には、投票所の面から見ても、今、皆楽園さんにご不便かけているという部分なんかも改善していくという方向で、公的施設の建設自体、今後も必要ないという対応なのか、いや、そうじゃないんやと、あそこにはやっぱり地域の人たちのためにも公民館的要素を持った施設というのが必要なんだという考えを持っているのか、この点、お聞きを再度したいと思うんです。

それと地域間のアンバランスという点で、再度、お聞きをしたいと思うんです。

先ほど選管の委員長さんもおっしゃられていたんですが、一概に投票所をふやせばふやすほど投票率が上がるというものでは、これはないというのは私も思うんです。しかし、少なくとも今の岩出市の状況から改善が求められていると考えるんです。一番のこの間の直近の選挙というのは、昨年の市議会議員選挙でした。投票率は全体で47.99%、岡田集会所は29.86%、皆楽園30.02%、山崎公民館33.12%、福祉センター34.8%、岩出中央公民館32.04%、先ほど中島会館を動かすんだと言っていましたけれども、中島会館28.49%などとなっています。中島会館は、一番低い投票率です。

今、投票所の区割りというものはどうなっているのかというのは、番地でしかわかりません。現在、当局においても区割りの地図、これが作成されていませんので、その投票所ごとの区割りというのは私もわかりませんし、選管の委員長さんも多分これはご存じないと思うんですね。つくられていませんからね。実際には区割りというのも非常に難しいと思うんです。しかし、先ほどの投票率も含めて、期日前投票をされている方もあるんで、単純には言い切れないんですが、少なくとも投票所

への利便性の関係ということも、投票率の低下に影響していると私は考えるべきではないのでしょうか。この投票率向上という点においても、その投票所の空白地域という視点で、私は投票所の設置というものをやはりこれはしっかりと考えていく必要があるというふうに思うんです。

その点で、まず1点目は、区割りの地図そのもの自身ですね、議論をしていく、実際には、今度私はその中島会館というものを含めて20カ所になるというふうに私は思っていたんですが、その区域そのもの自身が実際にはどのようになっているのかという、この区割りの地図、これはまず、いつの時点でできるのかという点をお聞きをしたいと思うんです。今年度、知事選挙との関係もありますので、その辺は市としても急いでいるんだろうとは思うんですが、この点、しっかりとした区割りがどうなっているのかということがわかる地図自体はいつごろできるものなのかという点が1つです。

もう一点は、先ほども委員長さんがおっしゃられたですけれども、中島会館というところから、さぎのせ公園に投票場所を移すんだということですね。当然、以前よりもさらに地域住民にすれば、距離そのもの自身も遠くなるということも想定されるんですが、そういう点では、その中島会館という、その投票所を廃止して、さぎのせ公園に持っていく、その最大の理由としては、どういうようなことで、そういう対応をとられるというふうに考えておられるのか、この点を再度お聞きしたいと思うんです。

それと委員長さん自身に、今の市全体を見回した中で空白地域が実際にあるというふうに委員長さん自身がお感じなのか、その点、その空白地域という点をどのように捉えられておられるのか、この点を3点ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○佐伯総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

公的な施設をつくる考えはないのかということでございます。公共施設につきましては、市内ではコミュニティセンターであるとか公民館等、種々ございます。この趣旨については住民福祉の向上を図るなどの目的のために、地域コミュニティ、これを活動を醸成する、そういう場と考えております。そういうことで市内に配置している現状であります。

先ほどから選挙管理委員長のほうで答弁がありますように、既存の施設を利用するというのが基本方針になっています。市のほうといたしましては、選挙投票所の

ための施設整備は考えてございません。

- 〇松下議長 選挙管理委員長。
- ○上西選挙管理委員長 では、お答えいたします。

中島会館から今回変更するという最大の理由は、交通の便なんです。私も投票所を19カ所回らせていただきまして、本当に現在の中島会館に入っていく入り口はそうでもないんですけれども、向こうに行ったときに、非常にやっぱり交通の便が悪いと。今回の場合はもう本当にすがすがしい投票所ではないのかなと、こういうことで、投票率につきましても、同じ議員さんご指摘のとおり、毎回中島地区の投票所の投票率が私たちの議題に上がります。何とかいい方法がないものだろうかというようなことで、委員会のほうでもいろいろ検討中でございます。今回は、最大の理由が交通であろうと、今回も低ければ、また、別の理由があろうかと思います。けれども、今回の場合は、こういう最大の理由を改善したと、こういうことにご報告申し上げたいと思います。

それから、投票率の問題につきましては、議員さんがご指摘されるまでもなく、選挙管理委員会の中で十分中身の吟味をしております。前回、私がここでお答えさせていただいたとおり、人口がどんどん増加して、若い者がふえてきたと。若い者の選挙離れということも考えられると。それから転出、転入が他府県や他都市に比べて非常に多いと。だから、きずな、近所とのきずな、1年で3,000人かわれば、2年で6,000人、3年で9,000人の人が入れかわってしまいますので、今の友達があすではもうかわられているという、岩出のまちが余り知られていないという側面が出てくるんじゃないのかということを、前回のほうで私は説明させていただきました。

今回も危機感を覚えまして、先般の区長・自治会長会の中で、現状を訴えるチラシを総務部長のほうから入れさせていただいたと思います。これも公表するということは非常に選挙管理委員会でも話しました。地区別の地区が入ってきますから、私たちの地域が投票率が低いというようなことが出てきますと、いろいろ地域格差の中で問題が出てくるのではないのかなと。

こういう心配もしましたけれども、英断を持って、まず最初、インターネットのほうでも出てきておりますし、苦情めいたものもありませんので、前回の区長会議の中で、区長さんがどう判断されているのかわかりませんけれども、自分の住んでいるまちの投票率がこれが低いのかなと、検討していただければということで、施策としては1つ打ちました。

それから、2点目になりますけれども、これも選挙管理委員会のほうでいろいろ議論したわけですけれども、二十歳代の人の投票率、あるいは若者の選挙の意識の問題、これがありまして、立会人ですね、期日前投票だとか、それを二十歳代に募集をかけておりますけれども、お願いしますということで。広報のほうもいろいると募集もかけておりますけれども、せっかく立会人で来てくれたんだから、感想文ぐらいは書いて広報でお願いできんかなと、こういうようなことで、今、鋭意検討しております。簡単なアンケート、簡単な、選挙って一体どんなことよとわかってもらえただけでもいいんではないのかなと、2つ目は施策として考えております。

それから、3つ目、前回の雑誌等でいろいろ見ているわけですけれども、選挙っていうのは、一般国民から見ますと、国民の義務だという考え方が34.5%、それから選挙というのは国民の権利やというようなことが34.3%、それはもう理解できます。そうすると、それだけで60%ですね。あと何なのよとなりますと、選挙に行く行かないは若者の権利やということで書かれておりました。ここですな。若者の権利が妙なところに権利が行っているわけです。それを何とかしなければ。ただ、先ほど議員さんも言ったようになるほど投票所は利便性、利便性ばっかりではないと、私が訴えたいのは、ここなんです。もう既に若い者は選挙に行かない理由、今までそれはいろいろありますが、理由は書かれております。けれども、行く行かんは若者の特権やと。妙なところに先入が出てきているように感じます。

それで、投票率を上げるためにはどうしたいいのということになりますと、いろいろ議論の中に、究極的は社会教育ではないのかなと言います。私たち生徒会やっていたとき、いろいろな問題があって、皆、そのときには選挙したわけですけれども、今はもう学校でも生徒会というのはもう空論化してしまって、やっているような状態もお聞きしますけれども、まず、手を打ったのは、和歌山県の選挙管理委員会と岩出の選挙管理委員会が合同で岩出小学校で小学校6年生に対して、投票箱と実物と選挙の投票場所とこしらえて、一度、出前授業をしたところでございます。進んだ他府県では、それは中学校、高等学校に広げているわけです。若い者から選挙という意識をやっぱり教えていかなければならない、民主主義の根幹であるんだというようなことを私たちは考えています。

けれども、今、議員さんがおっしゃるとおり、空白地帯があるかないかと、これはもう現在地図をつくりますと、もうはっきり歴然としています。曽屋地区が公的施設が今、投票所があったやつをなくしたんだから、あの中には空白がある。ちょっと地図的に見てみますと、確かに前任の方が非常に苦労されて、少しでも地域住

民のために、ちょっとでも近いところへというような苦労されて、隣近所、いびつなことがあるようにも私も感じておりますけれども、これを1ついらうと、10何年間やっていることがごろっと変わってしまう、これも私も考えているところでもございますし、いずれにしても永遠のテーマでございますので、9月ぐらいまでに何とかしたいなとは思うてますけれども、これとて知事さんの選挙ですか、それぐらいまで何とかしたいなと思うてますので、よろしくお願いします。

以上です。

○松下議長 再々質問を許します。

增田浩二議員。

○増田議員 今、お答えいただいて、選挙管理委員会としても非常に頭が痛いという 問題だというふうに、委員長さんのお話を聞いていて思うんですね。そういう点から考えると、先ほど総務部長のほうから答弁された点については、私は選挙委員会としても、選挙委員会の立場としたら、何とか改善してほしい、これ改善してもら わなんだら、選挙委員会のメンツが立たんやないかというぐらい、総務に対して施 設面で改善を求める、こういうことをされてはいかがなんでしょうか。

先ほど一番最初のときにも、委員長さん自身が、こういうような新たな公的施設はしていくべきだというふうに考えているんやということを、一番最初にも明確に言われました。それに対して、選挙施設のための施設は考えない、これ選挙管理委員会の立場ないんじゃないですか。

そういう点では、私はしっかりとそういう部分なんかも選挙委員会の立場として 行政にしっかりと物を言っていく、そういうことが私は必要ではないかなというふ うに思うんです。その点、市も私はしっかり応えていくべきだというふうに思って いますので、その点、選挙委員会の思いと、総務部長との思いという部分では、大 きな隔たりがあるので、その点については、しっかりと私は話し合っていただきた いなというふうに思うところがあるんです。

この点、1点お聞きをしたいのと、皆楽園の問題なんです。皆楽園さんとの問題では、今の総務部長のお話では、未来永劫、皆楽園を使っていくということが前提になっていますわね。市として一番最初のときに、あくまでも、この皆楽園の方の施設をお借りするのは、一時的な措置なんですという点で言ってきたというのは、皆楽園さんの側からしたら約束違反やないんかというふうにとられないんかなというふうに私は思うんですね。

そういう点では、皆楽園さんと将来的にもこれからずっと投票所として利用とい

うのですか、そういう点については新たなお話とか、そういう点では対皆楽園さん との中での協定というのですか、覚書というのですか、そういう部分なんかも市と してはどのようにされているのか、今後も皆楽園さんとの協力というのをやってい くということなんかについては、新たに皆楽園さんとはどのようなお話がされてき ているのか。その点だけ、この2点だけちょっとお聞きをしたいと思うんです。

- ○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○佐伯総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

増田議員の質疑内容については、投票所のための施設整備は考えていないと、私、申し上げました。選挙管理委員長のほうは非常に苦労しているということに対しての答弁であります。

選挙管理委員長は、投票所につきましては、公共、既存の公共施設、集会所、これを中心に設定しているという答弁でございます。新たに新しい施設ができたら、 そこを投票所として適当であるかどうかを、委員会で検討するという趣旨かと思います。

それからまた、投票所をふやすことによって、必ず投票率が上がるかどうかということについても、いろいろな議論があるということが、先ほど委員長のお考えの中でもおっしゃられていました。そこで、増田議員が、未来永劫、皆楽園を投票所とするのかどうかということにつきましては、市の方としては委員会の判断を待つというところなんですけれども、公共の施設というのは、先ほど私答弁させていただいたように、住民の皆さんが自由に使っていただいて、住民福祉の向上、あるいは地域のコミュニティ活動、これを図るためにつくった場です。コミセンであるとか公民館とか、いろいろな施設がございます。それを市内で配置しているところでございますので、現在の施設で利用していただくということです。

だから、公共施設については選挙のために、選挙をするためにこの施設をつくるというのは、本末転倒かと思います。住民福祉のための公共の施設、それを施設を、あとは選挙で使うか、その他の目的で使うか、それぞれ設置の趣旨、目的があると思いますけれども、それは選挙管理委員会のほうで投票所として利用するかどうかの問題であると、このように考えております。

- 〇松下議長 選挙管理委員長。
- ○上西選挙管理委員長 今、議員さんにちょっと選挙管理委員会が声大きいんで、総 務部へ言えという話ですけれど、これは本末転倒ではないのかなと。これは、議員

さん、どうですかね。それは私のほうではあくまでも行政一部分の独立した委員会であったとしても、場所ないからつくれと、これは、やっぱり声高らかに言うべきではないと、また、私の口からも言えません。これは、あくまで公的な公共施設があって、そこで投票するのであって、そこらをきちっとわかっていただきたい。けじめだけはつけさせていただきたいと思っています。

以上です。

- 〇松下議長 行政委員会事務局長。
- ○木村行政委員会事務局長 増田委員の再々質問にお答えいたします。

まず、選挙投票所につきましては、先ほどから委員長のほうからも申し上げたとおり、投票所として適当な公共施設などが設置されたときなどに検討してまいります。また、皆楽園につきましては、覚書というものを交わしてはございません。選挙の都度お借りするということでお願いに上がっているところでございます。

また、投票所につきましても、次々と、ころころと変わるようでは、また投票される方の誤解、または間違いを招きかねないということもございますので、あくまでも今後も検討はしてまいります。

○松下議長 これで増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時10分から再開いたします。

休憩 (10時55分)

再開 (11時10分)

- ○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
  - 一般質問を続けます。

通告8番目、9番、田畑昭二議員。総括方式で質問願います。田畑昭二議員。

○田畑議員 9番、田畑昭二です。

議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で3点、質問いたします。

まず、1点目はごみ収集事業についてであります。

今年度よりふれあい収集事業が実施されます。この事業は、市長の行政報告にもありましたように、ひとり暮らしや同居する家族におきまして、養護介護状態や障害のある方の世帯の中で、ごみを決められた集積所まで出すことが困難な場合に、自宅まで直接ごみをとりにきていただくものであります。その際、日常生活の見守

りや声かけのサポートもあわせて行っていただく事業であります。

そこで質問をいたします。この事業にあわせて、粗大ごみ等の取り扱いも同様に 対応できないかお尋ねいたします。

2点目、早朝のごみ収集時におけるパッカー車のBGMにつきまして、現在、「赤とんぼ」でBGMがあります。この歌は童謡としては本当にすばらしいものではありますが、「夕焼け小焼けの赤とんぼ」というイメージが強く、早朝にはふさわしくないように思います。早朝にマッチした活力あるまちにふさわしい元気になるようなBGMに変更できないかお尋ねいたします。

3点目、昨年、クリーンセンター内にリサイクル工房が完成しましたが、そこでの事業はどういった事業がなされているか、また、さらなるごみの減量の観点からも他市ではリサイクル品の展示等を行い、市民の希望者には無料もしくは有料で提供しているところも多く、粗大ごみの減少と住民のニーズにもマッチした事業と思われますが、市として取り組むお考えはないかお尋ねいたします。

大きな2点目、次に、市道移管についてお尋ねいたします。

市道移管につきましては、公共下水道事業に関連して、以前のような厳しい移管 基準から緩和され、移管しやすくなっております。そこで、現在、移管希望をして おります自治会は何件あるか。また、その進捗状況についてお尋ねいたします。

3点目、最後に消火栓及びホース格納箱の管理についてお尋ねいたします。

消火栓及びホース格納箱は、各自治会内に適材に配置されております。初期消火 には大きな役割を担うものではありますが、中には老朽化したものや破損している ものも見受けられます。その点検及び補修はどのようにして対応されているのか。

また、先日ホース格納内の備品が盗難に遭ったと聞いておりますが、どのような 状況であったのか、あわせてお答え願います。

以上、よろしくお願いします。

- ○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○杉原生活福祉部長 田畑議員ご質問1番目の1点目、ふれあい収集事業にあわせて 粗大ごみ等も同様に対応できないかについてお答えいたします。

ふれあい収集は、ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者に対して、ごみ収集を支援する制度でございます。収集を行うごみ種について、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみは、収集する曜日を決め、市職員が申請者宅までお伺いすることとしております。

また、粗大ごみ等につきましても、要望があれば随時収集として行ってまいりた いと考えております。

なお、収集に際しては、玄関先まで出していただくことを原則としておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、2点目のごみ収集時のBGMについてお答えいたします。

ごみ収集時のBGMは、各地域のごみ集積所にごみ収集車が来ていることをお知らせするもので、長年、ポピュラーなメロディーである「赤とんぼ」を流してまいりました。そのため、市民の皆様方には、ごみ収集に際して流れる曲として定着しているものであります。また、県内9市のうちオルゴールを流している市は、和歌山市、田辺市、岩出市のみで、全て「赤とんぼ」となってございます。こうしたことから、今後についても引き続き、現状の「赤とんぼ」といたしたく、ご理解のほどお願いいたします。

次に、3点目のリサイクル工房での事業についてでありますが、事業内容は、粗大ごみ等で回収した自転車やその部品を再利用し、リサイクル自転車として、年間50台程度製作販売するものであり、今年度は文化祭とふれあいまつりで、合わせて58台販売を行っております。

次に、さらなる減量の観点でとのことにつきましては、平成26年度から行うふれ あい収集事業において、回収される家具などについて、再利用できるものは、リサ イクルを行うことができるよう検討してまいりたいと考えてございます。

- 〇松下議長 事業部長。
- ○北村事業部長 田畑議員ご質問の2番目、市道移管についてお答えいたします。

市道移管を希望している自治会について、正式には3件で、ほか数件の問い合わせがあります。全ての自治会において、認定要綱の基準についての説明を行い、現地も確認しております。認定要綱基準にある土地所有権の取得について、基準を満たすよう事業部でもお手伝いをしながら、各自治会において対応していただいているところです。

なお、認定要綱の基準が整い次第、順次議会に提案してまいります。

- 〇松下議長 総務部長。
- ○佐伯総務部長 田畑議員ご質問の3番、消火栓及びホース格納箱管理についてお答 えいたします。

火災時の消火活動に用いる消火栓は、消防法第20条第1項の規定に基づく消防庁 通達による消防水利の基準に基づき設置してございます。また、ホース格納箱は、 岩出市開発事業に関する条例に基づく、公共公益施設設置基準に基づき設置してご ざいます。

消火栓及びホース格納箱の日常管理につきましては、地元の区・自治会及び地元 消防団において管理を行っており、老朽化した消火栓、ホース、格納箱の修繕、と りかえなどは、原則的には区・自治会からの申請に基づき、市で修繕を行っており ます。

次に、消火栓が私有地にある場合の公道等への移設につきましては、個々のケースにより事情が異なりますので、総務課へご相談いただければ、対応させていただきたいと思います。

次に、消火栓の点検についてでございますが、那賀消防組合及び消防団において 行っておりますが、水の濁りが懸念されることから、点検は目視にて行っているの が実情であります。

なお、火災時に消火栓の老朽化により、使用ができなかったケースはございません。

次に、ホース格納箱内の備品が盗難に遭った件でございますが、3月10日の夕方、消防団長から清水、宮地区において、ホース格納箱内の管鎗がなくなっているとの連絡を受け、翌11日に総務課職員において、近隣地区のホース格納箱を調査いたしました。調査の結果、さらに管鎗がなくなっている箇所があったことから、岩出警察署に届け出を行うとともに、消防団長から各分団へ市内全地区のホース格納箱の点検を命じ、現在、消防団による調査を行っているところであります。

なお、3月17日現在、16カ所のホース格納箱で、管鎗等がなくなっている現状であります。

- ○松下議長 再質問を許します。
  - 田畑昭二議員。
- ○田畑議員 まず第1点目、ごみの収集におけるふれあい収集事業で粗大ごみの対応 もいたしましょうということでした。ただ、玄関先まで出してもらいたいというこ とでしたよね。単純に考えますと、障害者の方とか、また高齢者の方が、重たい粗 大ごみを玄関先まで果たして出せるかなというのが単純な疑問なんです。そういう ことで、いろいろ制約もあろうかと思いますが、少し柔軟に考えていただきまして、 どうしてもちょっと前、玄関先へ家から出してほしいよという方に対しては、その 都度、ケース・バイ・ケースがあろうかとは思うんですが、少しそういう方に対し てでも柔軟に対応できればありがたいかなと思うんですけど、その辺ひとつお答え

願いたいと思います。

もう一点は、「赤とんぼ」、やっぱりもう非常に定着したBGMになっているので変更する気はないというお答えでした。別に「赤とんぼ」だから悪いとかいいとかっていう話じゃないんですけれども、ただ、イメージ的にやっぱり朝一番仕事に行こうかなというやさきに、やっぱり元気な岩出市民歌とか、そういうのが流れると、非常に元気いっぱいで出られるのかなという単純な住民さんからの声なんです。そういうことで、西野議員からの質問にお答えされたように、パッカー車を新しく購入した際には、チップ方式にしまして、いろいろなメロディーなり、また、音声が出せるように検討してまいりますという答弁でございました。そのときにまた、もし可能であれば、こういった曲もどうかなということで検討の1つに入れていただければありがたいかなと思いますけれども、答弁願います。

それと市道移管につきましては、3件、現在、正式に自治会から、今、要望を受けてどんどん進めておりますという答弁でした。中には、なかなか具体的に自治会として要望書をつくるまではいっていないけれども、早く何とかなりたいよというところも相談していくところも結構あるとは聞いております。そういうところで、市としましても、できる限り自治会独自でなかなか動きづらい部分もありますので、そういった相談のあるところにつきましては、積極的に側面からでもどんどん応援してあげていただけたらありがたいかなと。また、非常に公共下水道事業にも寄与していくものだと思いますので、その辺、市として力を入れていただけたらありがたいと思いますので、ご答弁願います。

それと最後に、ホース格納箱の備品が盗難に遭ったということでございました。 恐らくそれを売りに行っているんだと思います。しんちゅうか何かのそういうもの、ホースの先やと思いますけれども。それを例えばまた、今度入れまして、また様子を見ますと、またとられたという、悪い言い方をしますとイタチの追いかけごっこみたいな、そういうことになりかねんと思いますんですが、その辺、市として今後の管理方針というのは、どのように考えていらっしゃるか質問いたします。

以上です。

- ○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○杉原生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。 粗大ごみ等について玄関先までということでありますが、家の中までという、そ ういうことのご質問でございます。

要支援者等へのふれあい収集事業は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等の増加に伴い、年々ふえている状況であり、県内では半数の市が実施しており、全国的にも増加傾向にあると考えております。

回収場所といたしましては、その多くが、本市と同様、玄関先や家の敷地内に特定しており、不要となったものを家から持ち出す支援を行っている自治体はほとんどないのが実情でございます。

その主な理由として考えられることでございますが、さまざまなトラブルに至るリスクが想定されるためであるというふうに考えてございます。具体的には、家具や調度品等に傷つけたり、廊下、壁等を破損した場合の補償のトラブルが考えられます。また、収集後、家の中の貴重品など物がなくなった、あるいは、廃棄するものを間違って持ち出されたなど、金品等の紛失に関するトラブルや、それ以外にも、高齢になるに従い判断能力が低下していくものであり、本人が廃棄すべきかどうかの見きわめができない状態であるにもかかわらず、本人の申請のみで緊急連絡先の登録者等への確認を行わず、勝手に持ち出されたなど意思疎通の不十分さが招くトラブル、さらには、廃棄するものの規格や家の構造上の事情により、運び出すことが困難な場合など、個別の事由に起因する対応が異なることによるトラブルなどが考えられます。こうしたことから、先ほどお答えしましたとおり、玄関先まで出していただくことを原則としているものでございます。

しかしながら、議員ご指摘の点につきましては十分理解できるものであり、実際、不便を強いられている方がいないとは限りません。市といたしましては、当該事業の対象要件に該当する方であるかどうかの確認のため、申請者宅を訪問させていただき、種々聞き取りを実施することとしており、その点については、十分ご理解いただけるよう説明させていただくとともに、真にお困りの場合には、相談に応じ、適切に対応してまいります。

2点目の「赤とんぼ」の関係でございます。

これにつきましては、新たな車両の更新や音声発生装置の交換が必要となった場合には、西野議員の一般質問でもお答えしてまいりましたが、スピーカーを通じて呼びかけることのできる機種の導入を図ってまいりたいというふうに考えてございまして、その際にそのメロディーにつきましても検討していきたいと、このように考えてございます。

- 〇松下議長 事業部長。
- ○北村事業部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

市道認定につきましては、希望される自治会と相談段階からのものも含め、市と して積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

- 〇松下議長 総務部長。
- ○佐伯総務部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

今後のホース格納箱の管理方針はについてでございます。

まず、区・自治会及び消防団による日常点検の頻度を上げて対応していきたいと考えてございます。しかし、消火活動に用いるホース格納箱を施錠することはできず、紛失等が発見されれば、消防器具等の支給を繰り返すという状況であります。 議員がおっしゃられるとおりでございます。

市では現在、消防団と協議をしているところでありますが、火災発生時の初期消火において、消火栓を用いて消火できる住民が少ないこと、それからまた、消火に当たっては、那賀消防組合及び消防団ともに、それぞれ所有するホース等を使用して消火活動を行い、ホース格納箱内のホース等を使用することがないということを鑑み、今後、宅地開発に当たっては、消防法に基づく消防水利の設置にとどめ、ホース格納箱の設置については、再考すべき点もあることから、今後、協議を行ってまいりたいと、このように考えてございます。

- ○松下議長 再々質問を許します。田畑昭二議員。
- ○田畑議員 まず1点目につきましては、新しく購入された場合、パッカー車ですね、またいろいろ検討していただくということで、くれぐれもよろしくお願いしたいと思います。これは答弁いいです。

それと、ちょっと通告外になって申しわけないんですが、先日、新聞に載っておりまして、これは最後のほうの消火栓の話なんですが、震災時に、災害時に、横浜市でこれは既にあったということが新聞に載りました。どういったことが載ったかといいますと、消火栓から飲料水を可能にしたという、そういう記事が出ていました。どういうものかといいますと、ストッパーつきの開栓器を開発したというんですね。自由自在に飲めるように、消火栓から飲めるようにした。それをつけるわけですけれども。そういう開発をして、これからも震災時においては水の供給を行うように、横浜市としてはしたということが出ておりました。

ただ、震災時ですから、水道管が外れたりとか本管がずれたりして、もうもとから断水をしなければいけないという場合は余り意味をなさないかなとも思うんですが、ただ、できるところは非常に給水車が来るまでの間でも、給水車を使わなくて

もいけるということで、非常にメリットは大きいかなとも思ったりしますんで、当市におきましても災害時に役立つものと思われますので、今後、研究、検討の余地があるんかなと思いますんですが、市としてのお考え、もしあれば聞かせていただきたいと思います。

- 〇松下議長 総務部長。
- ○佐伯総務部長 田畑議員の再々質問にお答えいたします。

災害時における消火栓などを利用した資器材の対応についてのご質問でございます。現在、市においては、災害に遭った場合の相互応援協定というのを各事業者を含めた団体等と提携をしているところであります。きのう報告させていただいたように30の事業所等と締結を結んでおります。

議員ご提案の件でございますけれども、実は2月26日、本年ですけれども、民間事業者と災害時における配管資材の調達に関する協定というのを結んでおります。ここの事業所につきましては、災害時における水道業務にかかわる断水に対する資器材を提供する、その資器材の提供をするだけではなくて、飲み水を提供するための資器材を調達する、こういう協定書になってございますので、議員のご提案のような消火栓を利用した災害時の飲料水の確保という面からの協定も対応できるものではないかと、このように考えてございます。

○松下議長 以上で田畑昭二議員の一般質問を終わります。

以上で今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

この際、申し上げます。議会運営委員会で3月6日の本会議における尾和弘一議員の発言の一部に不穏当な発言があるという判断がなされましたので、その部分を削除いたします。

これにて平成26年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

 地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成26年3月26日

岩出市議会議長 松 下 元

署名議員 市 來 利 恵

署名議員 増 田 浩 二